

明治時代の鬱陵島漁業と竹島＝独島問題（1）

朴 炳 渉

(竹島＝独島問題研究ネット・代表)

Fishery of Ulleungdo during the Meiji Era and
Dokdo=Takeshima Problem (1)

PARK Byoung-sup

2010年3月

北東アジア文化研究 第31号

鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所

明治時代の鬱陵島漁業と竹島＝独島問題（1）

朴 炳 渉

(竹島＝独島問題研究ネット・代表)

Fishery of Ulleungdo during the Meiji Era and
Dokdo=Takeshima Problem (1)

PARK Byoung-sup

キーワード：領土論争 (territory issue)

リヤンコ島 (Liancourt Rocks)

大韓帝国勅令41号 (Imperial Ordinance No. 41)

1 序 説

(1) はじめに

1900年、大韓帝国は勅令41号によって鬱陵島を鬱島郡に昇格し、その管轄区域を鬱陵全島と竹島（竹嶼）、石島と定めた。この石島を韓国の研究者は独島であると主張するが、それを直接証明する資料は今のところ知られていない。そればかりか、勅令には数多くの地図や官撰書などに記述された于山島の名がなぜ記載されなかったのか疑問が残る。

一方、勅令にいう石島が竹島＝独島であるなら竹島＝独島は万国公法にいう無主地ではないので、日本が1905年に無主地を口実として竹島＝独島を日本領へ編入した閣議決定はその根拠を失う。同時に、日本が竹島＝独島を竹島と名づけ、島根県隠岐島司の管轄下においた県告示40号は大韓帝国に対する侵略行為になる。このように勅令41号は竹島＝独島問題において重要な意味をもつだけに、勅令にいう石島が竹島＝独島なのかどうかはきわめて重要な第一の問題

である。

また、勅令にいう石島が竹島＝独島であるとの疑問が解消されても、まだ問題が残る。外務省は弘報冊子「竹島＝独島問題を理解するための10のポイント」で次のような疑問を提示した。

仮にこの（島名の、筆者注）疑問が解消された場合であっても、同勅令の公布前後に、朝鮮が竹島を実効的に支配してきたという事実はなく、韓国による竹島の領有権は確立していなかったと考えられます。

このように、韓国は竹島＝独島を実効支配したかどうか第二の問題として提起されており、説明が必要である。まず、最初の問題を解決するためには、大韓帝国勅令41号以前に韓国が独島をどのように認識して勅令41号に石島を記述したのか、その経緯を明らかにする必要がある。また、第二の問題を解決するためには、日本による竹島＝独島の領土編入以前に韓国がどのように竹島＝独島を活用したのか、その詳細を明らかにする必要がある。

そうした要求に応えられる可能性があるのは漁業関係の資料である。竹島＝独島は鬱陵島から87km、隠岐島から158km離れている絶海の孤島であり、しかも当時はささやかな漁業や軍事目的以外には利用価値のない島であった。したがって、鬱陵島の高所から竹島＝独島が肉眼で見えるものの、実際にそこまで行った朝鮮の官吏はほとんどいなかったようである。民間では17世紀末に漁民の安龍福らが竹島＝独島を経て来日したが、実際に竹島＝独島へ行ったことがあるのは、おそらく漁民をおいて他にない。そのため、問題説明のためには漁民の活動を知ることが何よりも重要である。しかしながら、漁民は資料をほとんど残さないのが、漁民が鬱陵島や竹島＝独島でどのような漁業をおこなったのか知るのには困難をきわめる。本稿は限られた資料から鬱陵島に居住した漁民の活動を明らかにすると共に、漁民が竹島＝独島をいかに活用したのか説明を試みることにする。

なお、明治時代の史料はほとんどカタカナ書きであるが、読みやすさを考慮してカタカナは平仮名に、旧漢字は新漢字に置きかえた。また、カナの濁点は

ない場合が多いが、これは原文どおりとした。一方、年月日の表記は、韓国の場合は太陽暦を公式採用した1896（建陽元）年を基準に、日本の場合は1873（明治6）年を基準にし、基準以前はおおむね陰暦に、以後は陽暦とした。韓国の国号は、大韓帝国と改称した1897（光武元）年10月以降をおおむね韓国に、それ以前を朝鮮と表記する。

(2) 鬱陵島漁業の時代区分

日本漁民による明治時代の朝鮮近海漁業は時期によりその性格が大きく異なる。時期区分は朝鮮の開国から日清戦争までが第1期（1876～1894）、日清戦争から日露戦争までが第2期（1894～1904）、日露戦争から韓国併合までが第3期（1904～1910）とされる¹⁾。

第1期の一般的な特徴は、日本漁民の朝鮮沿岸への侵漁が始まり、それが1883年に条約「在朝鮮国日本人民通商章程」により合法化され²⁾、さらに1889年には「日本朝鮮両国通漁章程」によって漁業の細目が具体化され、日本漁民の通漁が本格化した時期である。ここでは第1期は通商章程を境に二分し、第1－1期を日本漁民の侵漁期（1879～1883）、第1－2期を通商章程による漁業期（1883～1894）とする。

第2期の特徴は、日本が日清戦争に勝利したことにより日本人の海外侵略が一段と活発になり、日本漁民は飽和状態にあった日本近海漁場から海外、特に朝鮮海域へ殺到した時期である。そうした時代の変化に合わせて日本政府は遠洋漁業奨励法（1897）や朝鮮海通漁組合連合会の結成（1900）などをとおして日本漁民の朝鮮海における通漁を積極的に保護、奨励した。一方、鬱陵島ではいち早く日本人の不法な定住が始まった。この時期を鬱陵島の状況に合わせ、内務省による鬱陵島在住日本人への帰国命令（1899）を境に二分し、第2－1期を日本人定住期（1895～1899）、第2－2期を日本政府の定住推進期（1899～1904）とする。不法

第3期は日露戦争に勝利した日本帝国が韓国を日本の勢力圏下におき、韓国に対し露骨な支配を強化した時期（1904～1910）である。これらを整理すると下記のようなになる。

1. 第1-1期 日本漁民の侵漁期 (1876~1883)
2. 第1-2期 通商章程による漁業期 (1883~1894)
3. 第2-1期 日本人の不法定住期 (1894~1899)
4. 第2-2期 日本政府の定住推進期 (1899~1904)
5. 第3期 日本帝国の支配強化期 (1904~1910)

2 鬱陵島海域における漁業の詳細

(1) 第1-1期 日本漁民の侵漁期 (1876~1883)

1876年、朝鮮は日本の砲艦外交に屈し、江華島条約（大日本大朝鮮修好条規）を結んで開国した。開国は限定的であり、条約により開かれたのは釜山（1876年開港）、元山（1880年開港）および仁川（1883年開港）であった。それ以外の港に日本人が入るのは、遭難時などを除いて違法であった。

しかし、空島政策を実施していた鬱陵島へは不開港場であるにもかかわらず、条約に反して日本人が早くから侵入して木材の盗伐や密漁をおこなった。その背景を簡単に見ておく。江戸時代に鬱陵島は竹島と呼ばれ、伯耆国米子の町人による幕府公認の竹島渡海事業が一時期おこなわれた。そのため、竹島（鬱陵島）は日本地図などにも記載され、その存在がよく知られていた。しかし、竹島渡海事業が元禄期に日朝間で問題になり、両国の外交交渉「竹島一件」の結果、日本は鬱陵島を朝鮮領であると認め、竹島への渡海を禁止した。しかし、そうした歴史も明治時代にはほとんど忘れられ、無人島の鬱陵島は朝鮮領であるとの認識が希薄になり、鬱陵島への侵入が始まったのである。

鬱陵島への侵入は海軍卿 榎本武揚を中心に官民一体となっておこなわれた³⁾。山口県庁の記録、山本修身「復命書」によれば、1878（明治11）年に榎本の妻弟である近松松二郎らは榎本の影響を受け、鬱陵島へ渡航して事業の準備をおこなった。翌年、近松は伐木などに必要な人夫を主に山口県で募集して鬱陵島へ送り込み、本格的に木材の盗伐や漁労をおこなった⁴⁾。その後、人夫の輸送などには海軍の軍艦が使用されることもあった。鬱陵島での漁労はアワビ採取が主であった。具体的にいうと、1879、80年ころ同県向津具半島大浦の海女た

ちが鬱陵島方面まで出漁したという証言があるので⁵⁾、彼女らは近松に連れられて鬱陵島へ行ったものと思われる。

しかし、こうした漁業や伐木は長く続かなかった。日本人の侵入が朝鮮政府の知るところとなり、朝鮮政府は鬱陵島に対する空島政策を転換して鬱陵島の開拓を始めると共に日本政府へ日本人の侵入を抗議した。それを受けた日本政府は竹島・松島の島名を一時混乱したものの、1883年3月に鬱陵島への渡航を禁止する太政官諭達を出し、半年後には同島に居残った日本人全員を内務省少書記官 檜垣直枝が連れ戻した。こうして第1-1期における日本人の密漁は終了した。

一方、朝鮮人の漁業については、李奎遠の『鬱陵島検察日記』や『啓草本』に簡単な記述がある。それによると、同島に住む朝鮮人の多くは全羅道出身者で、全体約140名中の115名、8割に達していた。彼らは政府の海禁政策に反し、春に鬱陵島へ入り木を伐って船を作り、ワカメを採取して秋ごろ帰国する通漁者であった⁶⁾。同様の記事が山本修身「復命書」にもあり、そこには「朝鮮国よりは毎年凡三百計りつ、渡航し 昆布等を採り 秋季に至れば本国へ立帰る」と記された。同書では「昆布を採り」と記されたが、昆布はワカメの間違いであろう。

彼ら鬱陵島へ不法に入島した朝鮮人通漁者らは、もはや海禁違反で罰せられなかった。それは、日本人の鬱陵島侵入に刺激された朝鮮政府が空島政策を転換し、鬱陵島を開拓する方針に切り替えたためである。

(2) 第1-2期 通商章程による漁業期 (1883~1894)

鬱陵島の日本人が全員連れ戻された1883年10月、朝鮮は日本との間で不平等条約「在朝鮮国日本人通商章程」を批准した。同規則の第41款によって日本漁船は朝鮮の全羅道や慶尚道、江原道、咸鏡道など日本側4道の「海浜に往来捕魚する」ことが可能になった。同時に、第41款は「私に貨物を以て貿易するを許さず 違う者は其品を没収す可し 但其所獲の魚介を売買するは此例にあらず」と定めて漁獲物以外の取引を禁止した。この第41款により、日本漁船が江原道に所属する鬱陵島で漁猟し、その収穫物の魚貝を自由に売買できるように

なった。ただし、魚貝以外の貨物などを売買することや海藻の採取は通商章程違反であった。

この第41款をもとに、山口県や大分県などの漁船は主に全羅道南岸や慶尚道南岸へ出漁して巨利を得るようになった⁷⁾。中でも特に全羅道の多島海や釜山以西の慶尚道の南岸などに漁船が集中したが、これはその地方には「多くの島々があり、波浪を避けられ、薪水の確保も容易であり、また、釜山や対馬に比較的近く、漁獲物の販売面でも有利であった⁸⁾」ためである。魚種は主にタイやフカ(サメ)などであった。

そのころ、鬱陵島へも隠岐島前の浦郷漁民が出かけたようであるが⁹⁾、これは一時的で冒険的な出漁だったようである。当時の隠岐の漁船は、大型船(9m長以上)は希で、動力はなく推進力は粗末な帆や数丁の櫓のみであった。しかも、帆はワラや葦を編んだ「ゴザ帆」なので荒天にあうと破れやすく、船には甲板がないので波が入りやすかった¹⁰⁾。そうした漁船が安全に外洋へ出るには船体を改良する必要があったが、隠岐に初めての改良船「漁船改良丸」が導入されたのは1893年であった¹¹⁾。したがって、それ以前に隠岐漁民が鬱陵島へ出漁するのは命がけの航海であった。そのため、この時期における朝鮮海における漁業は先進地域の山口県や大分県などの漁船が主であった。そうした時期の鬱陵島漁業を具体的に見ることにする。

1) アワビ漁

1883年秋、熊本県天草郡の中浦伊平次は鬱陵島で潜水器を使用して採貝・採藻に従事したという証言があるが¹²⁾、これは本人の孫の証言であり明確でない。次に、1888年7月、隠岐を出発して鬱陵島へアワビ採りに出かけた船があったが、これは後述するように大分県の潜水器漁業船である。その当時、アワビなどを採取する潜水器漁業は非常に能率がよかっただけに日本では資源保護のために潜水器の使用はきびしく規制されるようになった。

そうした規制で苦境に立たされた潜水器漁業者は、規制のない朝鮮へ向かった。そのため、朝鮮半島南岸でも潜水器漁業はやがて飽和状態になった。1887年末頃には乱獲によって捕獲する鮑が小型化して販売価格が下落したため、潜

水器漁業者は新たな漁場を求め、日本から遠い朝鮮半島東岸の江原道や咸鏡道沿海を北上し始めた¹³⁾。そうした潮流から、1888年に潜水器漁業者が鬱陵島へ現われてアワビを採取したのである。

しかし、鬱陵島でのアワビ採取は一大事件になった。島長は日本人が漁業を始めたので取りあえず中止させ、確認のために江原道の官衙へ連れて行った。江原道の当局者は、日本人の持参した「公文」は古く、漁をおこなう根拠にはなり得ないと判断した¹⁴⁾。漁業許可証などの細則は翌年「日本朝鮮両国通漁章程」(1889.11)によって定められたので、押収事件当時に正式な許可証はなかったのである。そのため、大分県の潜水器船は漁獲物のアワビを没収される事態に至った。

事件の日本への第一報は1888(高宗25)年8月7日、督辦交渉通商事務 趙秉式から近藤真鋤代理公使へ書簡でもたらされた。同書簡は、鬱陵島長 徐敬秀からの報告によると日本人30名が8月5日に来島し、築室して旗を掲げたが、鬱陵島は未通交口岸で外国人の租地や寄留は許されないの日本政府は築室の日本人を撤回せよとの内容であった¹⁵⁾。この書簡は、日本人が来た目的などは明らかにせず、単に築室、すなわち小屋などを建てたことを問題にした。同書簡に対し、近藤公使は条約違反者へは朝鮮政府の便宜で退去を命じ、命令に服従しないのであれば日本領事へ引渡すようにとの回答照会を送った¹⁶⁾。当時、朝鮮では不平等条約により日本人の治外法権が認められ、朝鮮は犯罪者を処罰できず、日本領事へ引渡すことになっていた。しかし、これは警察などの治安機構をもたなかった鬱陵島では実行困難であった。結局、築室した日本人は日本領事へ引渡されずに帰国し、アワビを押収されたことを当局に訴えた。それを受けて同年11月、日本代理公使 近藤真鋤はアワビ没収事件を抗議する照会を趙秉稷へ送った¹⁷⁾。その漢文の書簡を意識すると下記のようなになる。

潜水会社社長 古屋利渉の知らせによれば、同社社員の姫野八郎次と三宅数矢は漁船4隻に潜水機器2台を積んで鬱陵島沿海一帯地方で捕魚をするため、本年7月5日に隠岐を出発して6日に鬱陵島へ到着し、9日に漁業に従事していたところ、11日に島長がいうには、官衙の通達がなければ

漁業に従事することは許可できない、もし、ここで捕魚をしたいのなら、自分と一緒に江原道へおもむいて許可を申請する必要があるとって捕魚をさせず、彼の部下が所有していた潜水器と潜水服二式を押収した。姫野八郎次はやむなく他の漁民を同島に留め、自分の船に乗って江原道原里浦へ行った。島長も朝鮮の船に乗って江原道へ行った。そこで島長をとおして漢城（首都）へ手続きをした。その後、島長は政府の命令と称して同島での捕魚を厳禁云々といひ、捕魚を許さず、押収した潜水服などを返し、帰国するよう強く命じた。

姫野は進退窮まって、島に残した漁民に思いをめぐらせて再び同島へ赴いた。そこに朝鮮国の汽船が停泊していて、内務府の尹某主事が乗っていた。漁民の中に彼を知る者がいた。尹主事の周旋により島に留まった漁民の捕魚がしばらくの間認められた。そこへ、島長が戻って来た。尹主事は姫野に島長の命令を受けるようにいった。そして捕獲したアワビ1,250斤（750 kg）や漁民の所有物を一切押収した。9月5日に離島した……。

案ずるに、蔚陵島は江原道所轄の海島であり、通商章程第41款の明文に照らして、明らかに往来捕魚区域の中に存在するので、我漁民が任意に往来捕魚するのに何の妨げがあろうか。今、島長は何を根拠に我漁船の捕魚を禁止し、又、何によって漁獲のアワビを押収したのか、実に本官には不可解である。もし、我漁民が同島で築室して旗を掲げたことを漁採規則違反として貴政府が退去命令の由とするなら、これは当然であるが、しかし、その一事をもって規約で得られた沿海捕魚の権利を併せて奪うなら不合理である。かつ、我領事官の審判を経ずして専断で我漁民の漁獲物を押収するなら、これまた越権である。いわんや免官にするのが理ではないだろうか。

この照会を貴署の督辦が査照し、すぐ島長に申し聞かせ、押収したアワビや潜水会社社長 古屋利涉の持ち物を迅速に返すよう願う。

この書簡によれば、島長と内部の尹主事の対応が違っていたが、これは下記の理由によると思われる。当時、朝鮮政府は通漁章程の締結交渉にあたって済州島と蔚陵島での漁業を認めない方針であった。この方針は日本の反対に直面

して済州島のみ1年間の猶予期間が設けられたが、蔚陵島は猶予の対象外になった。そうした経緯からすると、島長 徐敬秀が「政府の命令と称して同島での捕魚を厳禁」したのは事実であろう。そうした事情を知らないのか、内部（内務府）の尹主事は、江原道での漁業を許可した通商章程にもとづいて日本人の漁業を一旦は認めたのであろうが、島長の詳細な話を聞いて尹主事は政府の方針にしたがったものとみられる。なお、尹主事とは『統署日記2』高宗25年10月13日条にみえる内務主事 尹始炳である。同条に尹主事が旧暦6月22日（陽暦7/30）に宮役伐木として蔚陵島へ行ったことや、日本人がアワビを20余貼「犯採」したことなどが記された。さらに同条には、「犯採鯨」日本人の中で妻子連れれの日本人は死を抵して帰国せずに島民になりたいと申し出て、島長も日本人の願いを聞くに「何を以て惜しむ処があるだろうか、回答を待つ¹⁸⁾」とする記事も記載された。この日本人は白水吉兵衛であるが、政府からは白水の真意をよく調査せよとの指令がくだされた¹⁹⁾。

近藤公使の書簡に対し、趙秉稷はアワビや古屋利涉の持ち物を返還することを1889年1月25日付返簡で約束した²⁰⁾。その書簡にて姫野八郎次は姫野八郎と書かれたが、この人物は『大日本水産会報告』に報告された姫野八五郎と同一とみられる。同会報の第103号に「(大分県) 大在地方より佐賀関に寄留する姫野八五郎と云ふ人あり 昨年(1889) 朝鮮松島へ至り凡五千円余の純益を得たり」と記されたので時期や状況が合致する。姫野は隠岐を經由して松島（蔚陵島）へ行き、そこでアワビを採取して押収されたが、翌1889年に返還されたアワビを売却して巨利を得たようである。当時の5,000円は、付録によれば現在の米貨換算で約4,000万円に相当する。

ところで、大分県の船が蔚陵島へ行くのになぜ遠回りになる隠岐に寄ったのか疑問になる。姫野らが隠岐を出発したのは7月5日であるが、おそらくそれまでは隠岐でアワビを採取していたのであろう。しかし、そのころの隠岐は潜水器漁業による乱獲でアワビ漁は絶望的であった。1880—81年ころは同島におけるアワビの収穫は一年に10,000円、現在の米価換算で5,400万円ほどであったが、1884年には1/4になり、1886年は「殆んど獲る所なきに至れり」になるほど壊滅的であった²¹⁾。そのうえ、潜水器漁業者はアワビが大量に採れた千

葉県から翌1887年には規制で追われていた。そうした状況下で姫野らは翌1888年に隠岐へ行ったのである。しかし、隠岐のアワビは生育が回復せず不漁だったのか、あるいは規制を受けたのか、彼らはアワビの漁場を求めて隠岐島からさらに鬱陵島へ行ったのであろう。そこで彼らは大量にアワビを採ったが、押収される羽目になった。しかし、最終的にアワビを返してもらって彼らは巨利を得たのである。

こうしてアワビ押収事件は終結した。その時に朝鮮政府はアワビを返還したので、鬱陵島における日本人の漁業を容認したことになる。ただし、築室など仮小屋を設けるのは通商章程違反であるという認識は日朝両政府で一致していた。これは漁業においては重要な意味を持つ。冷蔵技術がなかった当時、アワビなどを乾燥させる作業場を設けられないのは漁業者にとって致命的であった。アワビは現場で必ず乾燥や加工をし、輸出のために清国商人の住む長崎や神戸、あるいは1889年に設立される朝鮮釜山水産会社²²⁾などへ持込む必要があった²³⁾。そのため、潜水器漁業者は朝鮮各地で漁場付近の有力者を買収して違法に乾場などの仮小屋を設けたのであるが、地元民との接触が希薄な鬱陵島ではそうした裏工作は困難であった。

そうした必要性からなされたのが、翌1890年に東京府へ出された「乾場用地」借用願である。同府京橋区の瀬戸口寛治は朝鮮国属島「松島近海に於て海草並鮑貝の産出を発見」したので乾場設立のため「海岸凡そ壹町歩」を借用したいと東京府へ申請した。東京の潜水器漁業者がはるか遠い松島（鬱陵島）まで出かけたのは、千葉県の潜水器漁法規制の影響を受けたためであろうか。瀬戸口の申請を受理した同府知事 高崎五六はそれを「朝鮮国属島松島出稼之儀上申」として1889（明治22）年7月15日付で外務大臣へ詮議を願い出た。これに対して外務省は「松島は江原道の管轄に属するを以て 本人等か同島の沿海に於て漁業を為すは差支無之候とも 願意の如きは詮議の限りに無之」として借用願を却下した²⁴⁾。鬱陵島は開港場ではないので、そこに乾場や住居をもつことは通商章程に反するのであり、却下は当然であった。

2) 漁船騒乱事件

鬱陵島における乾場問題を解決しないまま、翌年も同島へアワビ採取の漁船団がやって来た。問題が起きるのは必至である。今回、それは漁船騒乱事件に発展した。事件の概要は以下のとおりである。鬱陵島長 徐敬秀の報告によれば、1889年旧3月8日（陽暦4月7日）、巖崎忠助や久井友之助ら日本人71名は9隻の船に分乗して鬱陵島へ行き、アワビ採りのかたわら、鬱陵島に築室し、島民に「晝器」すなわち絵入りの陶磁器を売って大豆を買うなどの交易をおこなった。築室や貨物の売買などの行為は通商章程第33款に違反するので、島長は貨物を没収し、50万文²⁵⁾の罰金を課した。ところが、巖崎らは約定など知らないとわめき立てて帰ろうとせずに騒乱を起したという。朝鮮監理釜山港通商事務 李容植は日本領事 室田義文に照会し、このような弊害を嚴重に防ぐよう申し入れた²⁶⁾。島長のとった措置は第33款にもとづく最高額の罰金であるが、第33款は「日本商船若し朝鮮国の不開港場に於て密商し或は密商せんと謀る者あらは該商品は勿論 其搭載する所の商品を朝鮮政府に没収し 船長に五拾万文の罰金を課す可し……」と定めている。鬱陵島は不開港場なので日本人が築室や交易をするのは通商章程違反であった。これに対し室田領事は、同島における採鮑は問題ないことを指摘したうえで条約違反があれば規則にしたがって違反者を付近の領事へ引渡すよう要求した²⁷⁾。規則とは通商章程付属書「約定したる朝鮮国海岸に於て犯罪の日本漁民取扱規則」をさすが、その2条は犯罪者を領事へ引渡すよう定めていたのである。

この事件はその後も尾を引いた。朝鮮官憲の措置に反発した久井友之助らは押収された陶磁器を奪い返す行動に出た。その後の鬱陵島長 徐敬秀の別報によると、久井友之助や三宅数矢ら186名は24隻の船に分乗して道傍浦（現在の道洞）へ侵入して前記のように築室や交易をおこなって貨物を没収されたが、その後、彼らは官庁の倉庫や民家を打ち壊して陶磁器を取り戻すなどの狼藉を働いたのみならず、罰金の肩代わりか、島民が栽培した玉秫（粟）を約16石も窃取した。この別報で漁民や船の数が増えているが、これはより詳細な情報入手して人数などを訂正したのであろう。また、その中に見える三宅数矢の名は、前年のアワビ没収事件の当事者と同名なので、今回も大分県佐賀関の漁船

が事件を引き起こしたようである。三宅は前年の巨利に味をしめ、さらなる利益を得べく島民が必要としている雑貨類を積んで麩陵島へ行ったのであろう。

漁船騒乱事件の報告に接した朝鮮政府は同年9月、今度は督辦交渉通商事務関種黙名義で日本公使館に照会し、日本漁民の不法行為に抗議してその処罰と賠償を要求した²⁸⁾。これに対し、日本代理公使 近藤真鋤は朝鮮側に送った回答照会で通商章程附属書の条文をたてに、当該地方官が犯罪者を逮捕して付近の日本領事館に引き渡さなかったことを指摘し、単に釜山・元山領事に調査処理するよう指示したことを記すのみであった²⁹⁾。

その他のアワビ漁として、三重県志摩郡の浜口清兵衛が1890年から1892年まで麩陵島で潜水器などを用いてアワビ漁をおこない、1893年には「潜水器を用いずに、志摩から海女三〇余名、その他五〇名を伴った」との証言もあるが、これは浜口の孫の証言であり明確ではない³⁰⁾。しかも、この時期は日本人漁民の築室に過敏な時期なので、浜口らが数年も摘発されずに築室してアワビ漁をおこなったとは考えにくい。また、浜口らが築室せずにアワビ漁をおこなったとは一層考えにくい。孫の証言は出漁年を誤っているのではないだろうか。釜山の日本領事館報告(1905)は「三重県民 濱口某は本年五月漁船二艘に 海士三十二人水夫十人を率ひて 其採取を為し 一日平均約五百三十斤内外を採取す³¹⁾」と記した。これは浜口の孫の証言に似かよっている。領事館報告では別人かも知れないが浜口らは1905年に出漁したのである。

3) 朝鮮人の漁業

朝鮮人の麩陵島における漁業について海軍水路部の『寰瀛水路誌』第2巻第2版(1886)はこう記した。

麩陵島 一名松島

春夏の期節に於ては朝鮮人此島に渡来し 朝鮮形船を製造し 以て之を其本地に送り 又多量の介虫を拾集乾晒す 蓋し朝鮮人の船を製造するや鉄鈕を用ゆること甚だ少なく 皆木を以て之を結合し 又乾材を用ゆるの利を知

らずして 必らず生木を用ゆるもの、如し

文中の「介虫」とはアワビなどを指すのであろう。しかし、朝鮮人漁業の中心はワカメであり、主に全羅道三島(巨文島)などの漁民が採取していた。後年、麩陵島は1906年から慶尚南道に、1913年から日本帝国支配下で慶尚北道に編入されたが、慶尚北道は彼らのワカメ採取について「明治十六年頃より数年に亘り、全南巨文島の朝鮮人は渡島して和布を採取し、森林を伐採して船を造り帰り去りしと云ふ³²⁾」と記した。

そうしたワカメ採取はあまり成果をあげられなかったようである。1890年9月の『大日本水産会報告』第102号は「同国三品 安厚善氏は蔚陵島に於ける海産物の採取及製造業の挙がらざるを嘆し 一の建議を呈出せしに 政府之を容れ相当の保護を与ふる事となし³³⁾」と記した。朝鮮政府は不振な海産物の採取にも相当の保護を与えたようである。そのうえで、政府は麩陵島のワカメを上納させていた³⁴⁾。

数年後、政府による保護の成果が出たのか、日本の山陰新聞はワカメが朝鮮内地へ多く輸出されていると報じた。その記事は、島根県あるいは郡の水産技師と思われる佐藤狂水が遠洋漁業振興の一環として1893年6月に竹島(麩陵島)へ渡航し、それを「朝鮮竹島探検」と題して山陰新聞に載せたのであるが、その中で朝鮮人の漁業を次のように記した。

土人は性質溫柔質朴にして常に耕作を専業とす 漁業は絶えて従事するものなく 全く知らざるもの如し 只た和布は島地の重要な物産にして盛に之を採取し 之多く内地へ輸出してその価貴く 又た税金の代用をなす³⁵⁾

佐藤によれば、朝鮮人は農業が主であり、漁業は和布(ワカメ)採取のみで捕魚はほとんど皆無だったようである。

(3) 第2-1期 日本人の不法定住期(1894~1899)

日清戦争に勝利した日本は朝鮮への侵略を一段と強化するようになり、それ

につれて日本人の朝鮮への進出がますます盛んになった。それにつれ、鬱陵島への日本人の不法侵入も増加した。鬱陵島長はそうした日本人を実力で排除する力がなかったため、不良日本人は別にして、むしろ彼らと共生する道を模索した。そのため日本人の居住は常態化し、1896（高宗33）年以後は200人内外が違法に居住するようになり、主にケヤキを伐採して日本へ搬出した。こうして日本人が自由に居住できるようになると、それまで漁獲物の乾場などがネックになっていた日本人の漁業は障害が事実上なくなり、日本人漁民は鬱陵島に違法な漁業根拠地を自由に設け、本格的に漁業をおこなえるようになった。こうして日本人の漁業は急速に盛んになった。その漁業を漁法別に見る。

1) アワビ、海藻採集

日本人の漁業が本格的におこなわれたことは釜山領事館の赤塚正助領事官補が調査した「輸出入統計表」から確認される。当時、鬱陵島から「輸出」された海産物は次のとおりである³⁶⁾。カッコ内の金額は現在の米価換算である。

1897（明治30）年

アワビ 6,000斤（3,600kg）、4,200円（1,800万円）

天草 8,000斤（4,800kg）、1,600円（700万円）

1898（明治31）年

アワビ 6,000斤（3,600kg）、4,200円（1,800万円）

天草 8,000斤（4,800kg）、1,600円（700万円）

1899（明治32）年

アワビ 800斤（480kg）、560円（240万円）

天草 2,000斤（1,200kg）、400円（170万円）

1899（明治32）年に輸出量が激減しているが、その理由は「鮑 天草の収穫は32年度に至り甚しく減したるは棲息を減せれば 同年凶作の故なり」とされた。もともと鬱陵島のアワビ漁は「在島日本人の話を聞くに器械船一艘以上見込なし³⁷⁾」とされる。1899年は潜水器船のアワビ乱獲により水揚げが激減した

のであろう。鬱陵島での水揚げが少なければ、その代わりに他の漁場を探すことになる。そのためか、不漁年の1899年にヤンコ島（竹島＝独島）でアワビ漁がおこなわれたようであるが、これは後述する。

2) イカ漁

元来、鬱陵島周辺は魚が豊富であるが、海が深いため捕魚は容易ではない。そうした環境でも獲れたのがイカである。しかもイカ釣は零細な漁民でも手軽におこなうことができたので隠岐島では古くから盛んにおこなわれていた。ただ、隠岐では季節的に夏は漁の空白期にあたる。その時季に夏イカが獲れる鬱陵島は願ってもない漁場であった。ところが問題は荒海であり、これが長い間隠岐漁民の出漁を阻んできた。命がけの冒険的な出漁は別にして、隠岐漁民が鬱陵島へ出漁するようになったのは、隠岐知夫郡の漁民 真野哲太郎が隠岐四郡共有の改良漁船を借りて鬱陵島への試験航海³⁸⁾（1893）に成功した時以後であろう。しかし、鬱陵島への出漁は常に大きな危険と隣り合わせであった。最も大きな海難事故は1897年秋にあったようである。約半年間のイカ漁を終えて隠岐に向け帰途についた十数隻の船団がリランコ島（竹島＝独島）附近で暴風雨にあい遭難したという。命からがら帰郷した船の急報で、隠岐国から数十隻の船が捜索と救助に出動したが、一片の板子も発見できなかったという³⁹⁾。これを機に鬱陵島でのイカ釣は一時下火になったであろう。

3) 朝鮮人の漁業

1894年、鬱陵島における朝鮮人の漁業を水路部は『朝鮮水路誌』にこう記した。

鬱陵島（一名松島）

春夏両季には朝鮮人此島に渡来して朝鮮形船を造り以て之を本地に送り亦多量の介虫を拾集乾晒す 蓋し朝鮮人は船を製造するに鉄鈕を用ゆる事なく皆木を以て之を結合し 又乾材を用ゆる事を知らず 必ず生木を用ゆると云ふ

この記事は『寰瀛水路誌』第2巻第2版とほぼ同じである。全羅道の漁民が引続き鬱陵島で漁をおこなったようである。なお、『朝鮮水路誌』で鬱陵島の日本名が古来の竹島でなく、松島とされたことは重要である。この影響は大きく、日本では鬱陵島を指す日本古来の名称である竹島の名が失われ、徐々に松島が正式名称になったのである。

(4) 第2-2期 日本政府の定住推進期 (1899~1904)

1) 鬱陵島の日本人

1897年、朝鮮は国号を大韓帝国（韓国と略す）と変えたが、そのころから不良日本人の跋扈により鬱陵島の治安はますます悪化していった。翌1898年、韓国政府は実情調査のため釜山海関税務司署理ラポルテを鬱陵島へ派遣したが、その報告によると、鬱陵島にはすでに200余名の日本人が入り、村落をなして住んでいた。不良日本人は木材伐採や物品密売に従事し、取引中に彼らの意に少しでも逆らうとすぐさま槍や刀を振りまわして暴れるので、島民たちは皆驚き恐れ、安堵できない実情であった⁴⁰⁾。

日本人の木材伐採は韓国のみならず、ロシアをも刺激した。そのころ、ロシアは南下政策を一層強化し、鬱陵島の持つ戦略的価値に注目して同島へ軍艦を派遣したりした⁴¹⁾。その一環として鬱陵島の木材伐採権は1896年の俄館播遷⁴²⁾を機にロシア人が所有していた。ロシアは鬱陵島における日本人の伐木に関して韓国や日本へ抗議した。日本政府はロシアや韓国の抗議を受け、鬱陵島に在留する日本人を撤去させることにした。1899年、日本政府は元山にある日本領事館の書記官 高雄謙三を派遣し、鬱陵島に住む日本人へ退去命令を出した。命令を受けた鬱陵島の日本人は、お正月が近いことや鬱陵島での越冬が厳しいこともあって相当数が帰国した。しかし、韓国および日本は根本的な再侵入対策を施さなかったため、一年も経ない内に67人もの日本人が鬱陵島に居住した。

そうした日本人の居留は日本政府の「撤収約束」に反するので韓国政府は再び日本へ抗議をおこなった。ところが日本政府は帰国したはずの日本人の状況をよく把握していなかったため、韓国政府へ鬱陵島の合同調査を申入れた。ここで注目されるのは、その時に日本政府はそれまでの残留日本人の撤収方針を

転換し、日本人の鬱陵島居住を韓国政府に認めさせる方向に転換したことである。駐韓公使館の林権助公使は韓日合同調査を前にして釜山の能勢辰五郎領事に「当国政府をして将来尚ほ本邦人 該島に在留することを承認せしむる事必要に有之⁴³⁾」と訓令し、日本人の在留継続を謀った。こうした日本の政策転換の結果、鬱陵島では日本政府による日本人の「定住推進期」に入ったといえる。

韓日合同調査であるが、調査員に韓国側は内部視察員 禹用鼎が、日本側は釜山領事官補 赤塚正助が任命された。彼らは1900（高宗37）年5月31日に鬱陵島へ到着し、6月5日まで調査をおこなった。

合同調査後、韓国政府は再び日本人の退去を要求した。これに対して日本は、退去を命じるなら日本人が迷惑するのみならず、島民の農産物販売や日用品供給、内陸との交通の便を失うし、韓国政府は税収上の欠損を見ることになる、それでも韓国政府が退去を強要するなら、日本政府は韓国側へ退去者に対する相当な補償を要求せざるを得ないし、また、一旦退去した後に再渡航者が出ないとは保障しがたいので、韓国政府は退去に固執するよりは関税を徴収し、樹木伐採に関する相当な措置を取ることで現状を維持するのが日本政府の望むところであると主張した⁴⁴⁾。韓国の弱点を突いて日本人の残留をはかったのである。韓国政府の統治体制が不十分で警察力のない鬱陵島において残留日本人の存在は、島民にとって一面では不良日本人など迷惑極まりない存在であったが、また一面では生活上において必要不可欠であった。鬱陵島では両国民の歪んだ共生関係が出来上がっていたのである。

赤塚正助の調査（1900）により、日本政府の命令に反して鬱陵島に在留する日本人67名の名前や職業、出身地などが明らかになった。大部分は島根県出身者であるが、その中に漁業関係者として鳥取県1名、島根県3名、大分県2名が下記のように含まれていた⁴⁵⁾。

○松本繁栄（1859年生）、鳥取県西伯郡西伯村 平民、漁業視察

1898年旧3月渡航、同年9月一時帰国、1899年旧11月25日再渡航

○門萬太郎（1863年生）島根県知末郡徳郷村 平民、漁師

1897年旧3月渡航

- 門の妻、カメ (1868年生)
- 石塚三次郎 (生年の記述なし) 島根県知夫郡浦郷村 平民、漁師
1898年旧4月渡航
- 松田直蔵 (26歳) 大分県北海郡浅海無井三村 平民、漁業
1898年旧3月渡航
- 松田の妻、八九 (22歳)

赤塚の記録は、鬱陵島残留者が一時帰国した年月まで具体的に記したが、上のリストで視察が目的の松本繁栄以外の漁民は一時帰国について記されなかった。彼らは鬱陵島に2~3年継続して居住したとみられる。通常、鬱陵島へ出漁した漁民は漁期が終れば出身地へ戻るのだが、彼らは出身地に戻らず、鬱陵島に永住したようである。その中で注目されるのは1897年陰暦3月に入島した「島根県知末郡徳郷村 漁師 門萬太郎」である。ただし島根県に「知末郡徳郷村」という地名はない⁴⁶⁾。彼の出身は高雄謙三の復命書 (1899.10.3) では「隠岐国浦郷村」とされ、「重立ちたる者は十二名」の内の一人とされた。彼は隠岐警察署が1896 (明治29) 年に記録した「知夫郡浦郷村 門又太郎」であろう⁴⁷⁾。さらに後にふれるが、彼はそれから四、五年後に竹島=独島でアシカ猟をおこなった「浦郷組」の「門某」であるとみられる。彼が他にも注目されるのは、輸出税2/100を払うという「約条文」を島監呉相鎰と1899年旧4月に結んだ「大日本国商人」24名うちの一人とされるからである。漁師である彼が納める輸出税の対象貨物は漁獲物であろう。

2) 漁業の実状

この当時の漁業はアワビ漁、フカ漁などである。フカ漁の漁船が鬱陵島までやって来たことを葛生修亮はこう記した。

鬱陵島……海産は、魚類及び鮑、海鼠の類に乏しからざれども、近海の水何れも百尋乃至百五六十尋の深きに失するが故に、本邦鱧縄船の春季往來するものあるの外、漁産未だ盛んならず、唯沿岸の浅処に採取する石花

菜は種類良好 其産殊に大なり⁴⁸⁾ (1尋は1.5m、筆者注)

鱧縄船とは、延縄漁法を用いたフカ漁の船をさすが、これは大分県佐賀関の仲家太郎吉の発明になる画期的な漁法であり、大分県や山口県の遠洋漁業者が盛んにおこなっていた。その波が朝鮮半島沿岸へ大挙押しよせて乱獲になり、ついには遠く鬱陵島まで来るようになった。釜山の「朝鮮漁業協会」が作成した「朝鮮海水業の実況 (第拾回巡邏報告)」(1899) の「鱧釣船調査表」に大分県の船2隻、14名が「全 (四十日以前よりの出稼ぎにして、筆者注) 鬱陵島近海及び元山付近に出漁し 正に帰期に属す⁴⁹⁾」と記されたので、1899年に鬱陵島海域で実際にフカ漁がおこなわれていた。

その後、1901 (高宗38) 年8月に鬱陵島で漁船7隻と潜水夫艇子3隻を釜山海関職員スミス (士弥須) が確認した記事が皇城新聞に報道された⁵⁰⁾。その記事の大部分は翻訳されて山陰新聞に「鬱陵島の日本人」と題して掲載されたが、それらの記事によると、日本の船は「皆釜山の日本領事館より官許を領有したる者なり⁵¹⁾」とされた。スミスは鬱陵島問題に深くかかわった釜山海関の職員であったので、特に漁船が鑑札を持っているかどうかには留意したとみられる。なお、漁業の許可申請は通漁規則にしたがって領事館をつうじて開港場の地方庁へ提出し、検査を受けて満1年間有効の「免許鑑札」をもらい、漁業税を韓国政府へ払わなければならなかった。漁業税は乗組員が4名以下は日本銀貨で3円、9名以下は5円、10名以上は10円と決められていた。通漁規則ができた1889年当時の金額を現在の米価に換算すると24,000~80,000円くらいで、きわめて安かった。

さて、鬱陵島にきた漁船であるが、潜水夫艇子3隻はアワビや天草を採取する船だとして、他の7隻はどのような漁船であろうか? 7隻のうち3隻はおそらく潜水夫艇子の支援船であろう。潜水夫艇子の「艇子」は小舟を意味するが⁵²⁾、ポンプや潜水機器などを積んだ小舟が独力で鬱陵島まで航海するとは考えにくい。事実、「アワビ押取事件」の際には「漁船4隻に潜水機器2台を積んで」来たと言われた。潜水器1台に2台の船が必要だったようである。残り4隻の漁船はイカ釣船か、フカ漁の船、あるいは海女を乗せたアワビ漁や海藻採り

の船であろう。

翌1902年、西村銈象警部の報告書「明治35年 鬱陵島状況」によれば、8隻の潜水器船に加えて3隻の蟹船が鬱陵島へやってきた。西村警部は釜山領事官から派遣されて4月から同島に駐在するようになったが、赴任早々5月30日付の報告書にこう記した。

本島の漁業季節は例年三月より九月にして収穫物は鮑、鰯、天草、海苔、若芽の数種に過ぎず、漁業者は多く熊本の天草、島根の隠岐、三重の志摩地方より渡来す而して韓人漁夫は皆無の有様なれとも毎年全羅道三島地方より多数の漁夫等渡来して海岸に満生する若芽を採取せり 本年は天草隠岐の漁業者都合潜水器船八隻 道洞を本拠と定め又志摩の蟹船二隻 天草の海士舟一隻は芋洞に仮小屋を構へ 何れも全島の海岸を巡漁せるも 今年 は昨年比し余程不漁なるにより 利潤おからさる見込なりと云へり⁵³⁾

同報告書で人員は蟹66、船乗60とされた。また、鬱陵島に留日本人の出身地は、熊本が男のみで43人、三重県が女28人なので、これを合計すると71人になる。その内の66人が実際に潜水する蟹として数えられたのであろう。なお、三重県から男11人も来たが、彼らは蟹ではなく、蟹と組んで作業をする船乗りであろう。残りの船乗り49人は潜水器船8隻でアワビや海草の採取をしたと思われる。

このように蟹66人に船乗り60人がアワビや海草を採取したのでは明らかに乱獲であり、漁業資源は枯渇し、不漁は必至である。そのため、彼らは新たな漁場を求めて竹島＝独島へ行ったようだが、これについては次節にてふれる。

西村報告書で1902年に初めてスルメが登場した。これは年々盛んになり、後に記すように1904年には輸出高の首位になった。

3) 韓国人の漁業

1899年、皇城新聞は鬱陵島における韓国人の漁業をこう伝えている⁵⁴⁾。

居民は男女約300人であり、数十年来ようやく船大工商人と漁夫、農夫

が相随って居住しており、海水は深くて魚取りはまだ盛んではないが、海採の搬出が毎年2,000担にも達する……。

農民や商人の課税は規定がなく、ただ、島監が海採には十分の一を徴収し、木料として船1隻あたり葉銭100両を徴収する。

船大工や漁夫は、李奎遠が『鬱陵島検察日記』に記したように全羅道三島(巨文島)や初島地方などの出身者であろう。彼らは春に鬱陵島へ入り、船を造り、ワカメを採取し、秋には本土へ帰る通漁者である。彼らは、造船1隻当り100両を材木料として納めた。100両は20円に相当する⁵⁵⁾。これは米価換算で現在の87,000円に相当する。また、海採には1/10の税金を納入した。韓国人のワカメ漁については釜山の日本領事館が1902年にこう記した。

韓人漁夫は皆無の有様なれとも毎年全羅道三島地方より多数の漁夫等渡来して海岸に満生する若芽を採取せり⁵⁶⁾

なお、上の報告では全羅道の漁夫等が造船をおこなった記事がみられない。おそらく、1900年の韓日合同調査の際に禹用鼎が韓国人の伐木も禁じたので、それ以後は造船が不可能になったのであろう。

4) 竹島＝独島近辺の漁業

竹島＝独島周辺では多くの魚獣が観測されるが、周辺の海は深く、当時の技術では捕魚がむずかしい。そのうえ、島には漁船を係留する場所や飲料水がないので、漁業には不向きであった。竹島＝独島周辺での漁業に関して奥原碧雲は『竹島及鬱陵島』にてこう述べた。

本嶼(竹島＝独島、筆者注)において将来有望なる漁獵は、海驢^{あしか}のみにして、鮑の潜水器捕獲も多少望あるが如し。海苔、和布は全島一面に群生すれども、冬季は海波高きを以て、渡航採集の途なく、鱻は夏季に於て来集することあるも、未だ捕獲の途を講ずるものなし。釣魚は僅に出漁者

の食料に供するに過ぎず。要するに、本岐は飲料水なく、また、漁港を有せざるを以て、海驢業者が、辛うじて、夏期数月間、渡航漁業を営むの外、ほとんど望を囑すべき漁業なきが如し。

やはり、当時の竹島＝独島は漁場として魅力がなかったようだが、そうした中でおこなわれた漁業を魚種別にみることにする。

① フカ漁

1899年、大分県の漁船2隻、14名が鬱陵島近海に出漁したことは前に記したとおりであるが、この漁船は魚を追っている内に竹島＝独島を「発見」したようである。1901年に発行された『地学雑誌』はその模様をこう記した。

日本海中の一島嶼（ヤンコ）

去る四月中旬 東京発行の各新聞紙は日本海中に一島嶼を発見せることを報せり、其いふ所に従へば 韓国鬱陵島を東南に去ること三十里 我日本国隠岐を西北に距ること殆んと同里数の海上に未だ世人に知られざる一島嶼を発見せり、該島は未だ本邦の海図には載らず イギリスの海図にも亦之を記せされとも 其島の存在は確実にして、現に鬱陵島にありし日本人は晴天の日 山の高所より東南を望みたるに遙に島影を認めたりといへり、

今此の島発見の歴史を聞くに一両年前 九州辺の一潜水器船が魚族を追ふて遠く海中に出てたるに、見慣れざる所に一島嶼の存在せることを発見し 喜んで之を根拠地と定め其四隣の海中を漁り回りたるに、此の辺 魚族の棲息せるもの頗る多かりしも海馬数百群を為して潜水器船を沮みたれば終に目的を終へすして引還したりといふ、……日韓漁民之を指してヤンコと呼へりといふ⁵⁷⁾

この文章を書いた『地学雑誌』の編集者は漁業の実態をよく知らず、フカ漁とアワビ漁を混同して一緒くたにしているようである。そもそも、潜水器船は海辺でアワビや海藻を採集するのであり、決して魚族を追って海辺を離れること

はない。一方、フカ漁は潜水器を使用せずに延縄を用いて魚族を追って「遠く海中」に行くのが常である。おそらく、実状は最初に鬱陵島を基地とするフカ漁の漁船が竹島＝独島を「発見」し、その知らせを聞いて次に潜水器船がアワビ漁のために鬱陵島から竹島＝独島へ出漁したのであろう。漁業の実状を熟知している葛生修亮は実状を整理し、竹島＝独島でのフカ漁を1901年にこう記した。

「ヤンコ島」

（前半は後述）又た付近には鱧漁の好網代あり、数年以来五六月の候に至れば大分県鱧漁船の引継ぎ之に出漁するものあり、昨年春季 同処より帰航したる漁夫に就て之を聞くに、出漁未だ二三回に過ぎざるが故に、未だ充分の好果を得たりと云ふべからざるも、毎季相応の漁獲あり、従来の経験上 其網代の状態 及び鱧類の棲息多きとより観察するに、必らずや良好の漁場たるを疑はずと、蓋し当業者の為めには尚ほ十分探険の価値あるべきを信ずるなり⁵⁸⁾

葛生が聞いた話では、大分県の漁夫は1900年春までにヤンコ島で二、三回フカ漁をおこなったという。フカ漁の出漁は一回当たり数カ月以上かかるので、その漁夫は1899年以前から鬱陵島や竹島＝独島でもフカ漁をおこない「相応の漁獲」を得ていたことになる。また、先の『地学雑誌』では九州あたりの漁船が「一両年前」に竹島＝独島を「発見」したとされるが、一両年前は1899～1900年になる。両者の記事や前述の「朝鮮漁業協会」による「鱧釣船調査表」1899年の記事を総合すると、大分県の漁船は1899年3～4月に鬱陵島を基地にしてフカを追う内に竹島＝独島を「発見」したのであろう。

② アワビ漁

奥原が「多少望ある」と記したアワビ漁について見ることにする。不確かな証言としては、1883年に熊本県天草郡の中浦伊平次が鬱陵島からの帰途に竹島＝独島へ寄ってアワビを採取したり、アシカを捕えたとする証言があるが、これは前述のように中浦伊平次の孫の証言であり、明確ではない。また、1890年

ころ、三重県志摩郡の浜口清兵衛も麩陵島への往復の途次、または麩陵島に滞在中に竹島＝独島でアワビや海藻を採取したとする証言もあるが、これも前述のように浜口清兵衛の孫の証言であり明確ではなく、出漁年が1905年ころなら可能性がある。

竹島＝独島でのアワビ漁が記録上で確認できるのは、麩陵島でアワビが不漁であった1899年である。葛生修亮は、前記「ヤンコ島」の記事の前段をこう記した。

麩陵島より東南の方約三十里、我が隠岐国を西北に距ること殆んど同里数の海中に於て、無人の一島あり、晴天の際 山峯の高所より之れを望むを得べし、韓人及び本邦漁人は之れをヤンコと呼び、長さ殆んど十餘町、沿岸の屈曲極めて多く、漁船を泊し風浪を避くるに宜し、然れども薪材及び飲料水を得るは頗る困難にして、地上数尺の間は之れを穿てども容易に水を得ずと云ふ、此島には海馬非常に棲息し、近海には鮑、海鼠、石花菜等に富み、数年以前山口県潜水器船の望を属して出漁したるものありしが、潜水の際、無数の海馬群に妨げられたると、飲料水欠乏との為めに、十分に営業すること能はずして還りたりと、察するに當時の季節は恰も五六月にして、海馬の産期に当たりしが故に、殊に其妨害を受けたるものならんか、⁵⁹⁾

葛生がこの論文を書いたのは1901年なので、文中の数年前というとは1898～9年になる。前記『地学雑誌』の記事も考慮すると、山口県の潜水器船が出漁した時期は1899年であり、麩陵島でアワビが不漁であった年に合致する。また、季節は5～6月であり、大分県のフカ漁の漁船が竹島＝独島へ出漁した1～2か月後である。おそらく、山口県の潜水器漁業者は麩陵島でのアワビ漁が不漁だったので、大分県の漁船が「発見」した竹島＝独島の情報を得て麩陵島から出漁したのであろう。しかし、アワビ漁は繁殖期のアシカの群に妨げられて十分な収穫を得られなかったようである。

次に竹島＝独島でのアワビ漁が確認できるのは、やはり麩陵島で過大な出漁がおこなわれた1902年である。その年も麩陵島からリヤンコ島（竹島＝独島）へ出漁したようで、釜山の日本領事館は次のように報告した。

又本島の正東約五十海里に三小島あり 之をリヤンコ島と云ひ 本邦人は松島と称す、同所に多少の鮑を産するを以て本島より出漁するものあり然れとも同島に飲料水乏しきにより永く出漁すること能はざるを以て四五日間を経は本島に帰港せり⁶⁰⁾

麩陵島から出漁した漁民は日本人なのか韓国人なのか不明であるが、いずれにしても麩陵島に住居を構える漁民が出漁し、四、五日で麩陵島へ戻った。リヤンコ島は島が小さく、アワビの絶対量が少ない。奥原福市（碧雲）によれば、竹島＝独島は「狭小なる岩嶼なるを以て、二三日間にして採取の場所なきに至る⁶¹⁾」のである。

③ アシカ猟

竹島＝独島にアシカが群棲していることは隠岐島では早くから知られていた。山陰新聞（1894.2.18）の記事「朝鮮竹島探検」は「此島（リランコ島、筆者注）に海獣海驢棲息し 数百頭を以て数ふへく 其叫声轟々として喧しく」と記した。竹島は麩陵島、リランコ島とは竹島＝独島をさす。また、アシカは別名トドあるいはミチとも呼ばれる。

近代になってアシカ猟が確認されるのは1897年である。麩陵島から隠岐へ戻るイカ釣船がリランコ島付近で遭難したため、その捜索活動がおこなわれたが、その時にアシカ猟がおこなわれたようである。それを奥原碧雲はこう記した。

今を距ること八九年前、隠岐国の漁夫、麩陵島にて難破せし漁船捜索のため、本島（竹島＝独島、筆者注）に渡航せしに、海驢の群棲せるを見、五六十頭撲殺して内地に送り、相当の利益を得しことあり⁶²⁾。

奥原のいう今とは上記の原稿が完成した1906年なので、その八九年前は1897～8年ころになる。ちょうどイカ釣船の遭難事件（1897）と時期的に合致しそうである。おそらく、隠岐漁民は遭難船捜索のついでにアシカ猟をおこなったのであろう。戦後の聞き取り調査によれば、1897年に「隠岐の穩地郡五

箇村在住の石橋松太郎および代春一も、小型漁船で竹島に出漁してアシカ猟を行なっている⁶³⁾とされるので時期的に合う。同じ聞き取り調査で「石橋はその後毎年竹島に渡海して、一定期間同島に滞在してあしかを猟獲していたものごとく」とされたが、この記述は後述のように疑問である。石橋が再びアシカ猟を行なったのは1903(明治36)年であろう。その年に石橋と中井養三郎がアシカ猟をおこなった模様を奥原碧雲はこう記した。

明治三十六年 伯州東伯郡小鴨村 中井養三郎氏(現今 隠岐国 西郷居住) リヤンコ島の海驢捕獲業を企図するや、同郷の人、小原陸軍歩兵軍曹 大にこれを賛し、蹶然奮起、自ら隊長となり、幅八尺長四間の漁舟に乗じ日本海の荒浪を蹴破りて、島谷権蔵以下の壮夫七人を率ゐて、リアンコ島に上陸して、はじめて日章旗を岩上に翻したるは、明治三十六年五月某日なりき。偶、島前の石橋松太郎氏部下の漁夫、また渡航してともに捕獲に従事せしも、準備不足のため目的を達せず。翌年の漁期を待ちて大発展を期しつつ、帰航することとなれり⁶⁴⁾。(長四間は7.2m、筆者注)

中井らが出漁した5月ころはアシカの繁殖期にあたり、同島にアシカが群集する。それをねらって中井はアシカ猟を試みたが、不首尾に終わったようである。この試験的なアシカ猟に関し、中井自身も同1903年に関し、「猟方 製法明かならず 用途販路亦た確かならず 空しく許多の資本を失て徒に種々の辛酸を嘗め候⁶⁵⁾」と記し、アシカ猟に苦勞したことを記した。また、奥原によれば、石橋は「ともに捕獲に従事せしも、準備不足のため目的を達せず」とされるので、石橋が1897年から継続して毎年アシカ猟をやっていたとは考えられない。1897年ころは、アシカ猟だけのために出漁しても採算が取れなかったのであろう。それが時期的に「日露戦争直前の皮革や油の高騰状況を見て、竹島に群棲するアシカに注目するようになった⁶⁶⁾」ので1903年にアシカ猟を試験的におこなったのであろう。

1903年、小原軍曹はみずから隊長になって中井を連れて渡海し、その隊員がリヤンコ島に日章旗を立てたようだが、リヤンコ島が日本領であれば、わざわざ

ざ日章旗を立てる必要はない。小原軍曹の一行が旗を立てたのは同島を日本領にしたいとする願望の表れであろう。そもそも、同行者の中井すら「リヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じ⁶⁷⁾」ていたのである。

(5) 第3期 日本帝国の侵略強化期(1904~1910)

日露戦争を機に、日本帝国の朝鮮への侵略強化に応じて日本人の進出も活発になった。靑陵島では急速にイカ漁が栄えたこともあって日本人が急に増えた。日本人の人口は1905年4月に89戸251人であったが、5月には98戸341人、6月には110戸366人になり⁶⁸⁾、1909年末には224戸768人に激増した⁶⁹⁾。第3期に日本人の人口は4年間で3倍にふくれあがったのである。

1) 漁業の詳細

1905年、釜山領事館補 鈴木栄作が外務大臣へ提出した「靑陵島の現況に関する報告書」によれば、1904年および翌年に輸出された海産物の量と金額は下記のとおりである⁷⁰⁾。ただし、アシカについては次小節に述べる。なお、()内は島根県人 片岡某が調査した数字である⁷¹⁾。

1904(明治37)年

乾アワビ	50貫(190斤)	187円(114円)
スルメ	1,707貫(1,173貫)	1,707円(1,173円)
ノリ	138貫(1,383貫)	414円(3,872円)
ワカメ	110,570把(747束)	1,383円(1,868円)

1905(明治38)年

乾アワビ	9,100貫(970斤)	8,050円(582円)
スルメ	1,479貫(1,499貫)	1,529円(1,500円)
ノリ	174貫(174貫)	524円(525円)
ワカメ	53把(53束)	74円(50円)
アワビ缶詰	35貫(10個)	343円(96円)

片岡が調査した数字が領事館報告と大きく違うのは、1904年のノリと、1905年の乾アワビである。これに関連して、奥原碧雲は1904年のノリについては領事館の数字を採用し、1905年の乾アワビについては片岡の数字を採用した⁷²⁾。奥原の見解が正しいのであろうか。一方、領事館「報告書」は上の統計についてこう解説した。

- (1) 烏賊 輸出重要品の一にして韓人の漁獲するものなく 本邦人の専漁する所なり 五月以降七月の候迄を初期とし 此期に獲らるるものを夏烏賊と称す 其より九月までに漁獲するものを秋烏賊と云ひ 九月を以て終りとす 此両期間 全島沿海到る所夥しき烏賊群を為すこととて漁業者たると否とに別なく捕獲し鰯とし輸出す 其輸出額も年々増加す
- (2) 海苔 毎年十一月より翌年三月に到る期間 全島沿岸一体に発生し在留婦女子の手に依りて採取せられ 年々採取高を増加するも 其方法不完全にして 且製造方法粗なれば 天然の良味を損すること甚しきが如し 故に此等の方法に改良せらるれば 将来輸出品として重要なものならん
- (3) 鮑 在留本邦人の採取するものなく 本邦志摩地方の機械船二三隻及海士三十名位 毎年五月より九月に至る期間渡島し 採取に従事し 本年の如きも好結果を得たり。
- (4) 若布 全島至る所に産するも、韓人の独占事業となり 本邦人の採取するを許さず 若し一朝本邦人採取に着手せば 韓人の採取方法の幼稚なる忽ち一の財源を奪取せらるるに至るべく 彼我間に大悶着を惹起するに至ること明かなればなり 故に未だ本邦人の之を採取するものなし

この解説は『大日本水産会報』第282号(1906.2.10)に「韓国鬱陵島の水産」と題して転載された。その後、同年7月にも釜山駐在領事館報告がおこなわれたが、その内容は外務省『通商彙纂』や官報(1905.9.18)に「鬱陵島現況」として掲載された。その中でアワビ漁はこう記された。

鮑の採取高は 本年四月熊本県民 吉村某 潜水器二個を以て採取に従事し 潜水器一個に付一日生鮑平均約三百斤なり 又三重県民 濱口某は本年五月漁船二艘に 海士三十二人 水夫十人を率ひて 其採取を為し 一日平均約五百三十斤内外を採取す

生鮑乾上の為 斤目の減少は凡そ十分の九にて 生鮑三百斤乃至五百三十斤を乾上ぐるときは 三十斤及至五十三斤に減すると云ふ⁷³⁾
(1斤は0.6kg、筆者注)

両史料にて三重県の海士や水夫約30名が出漁してアワビを採取したことは共通しているが、潜水器漁業者の出身地が違っている。熊本、三重両県の潜水器漁業者は時期が多少ちがうものの共に出漁したのであろう。

第3期における水産物の輸出高は、前述の片岡某の統計が『韓国水産誌』第2輯に掲載された。その金額のみを掲げると下記のとおりである。

表1 水産物の輸出高(円)

	1904年	1905年	1906年	1907年	1908年
ス ル メ	1,173	1,500	11,416	39,824	26,046
ノ リ	3,872/414*	525	1,488	1,046	1,726
石 花 菜	—	—	126	31	646
干アワビ	114	582	469	1,653	3,808
アワビ缶詰	—	96	—	—	350
ワ カ メ	1,868	50	3,618	4,536	2,644
合 計	7,027/3,569*	2,753	17,117	47,090	35,220

* 1904(明治37)年のノリの輸出高は、奥原碧雲によれば414円である。

スルメに関しては、日本帝国支配下における慶尚北道が1914年に鬱陵島からの移出額を統計にとつたので、その表を次頁に掲げる。

表2 スルメ累年移出表⁷⁴⁾

年	数量 (貫)	単価 (円)	価額 (円)	現在価値 (万円)
1905	1,999	1.000	2,000	780
1906	9,928	1.150	11,416	4,133
1907	33,186	1.040	39,823	13,452
1908	20,714	1.280	26,447	9,259
1909	35,295	0.985	35,017	13,173
1910	70,464	1.300	91,682	33,418
1911	87,338	1.250	109,562	33,986
1912	130,000	1.000	130,000	34,736
1913	136,000	1.040	136,052	37,101

この表は『韓国水産誌』の金額とほぼ一致している。スルメの輸出高が1910年には現在の米価換算で3億円を越えた。スルメ漁が鬱陵島の有力な産業に発展したのである。

2) アシカ猟

アシカの試験漁が1903年におこなわれたことは既に述べたとおりであるが、翌1904年、アシカ猟が有望であるとの風評が広がり、竹島=独島に多くの者が競って出猟した。その模様を中井養三郎はこう記した⁷⁵⁾。

本年に至りて之れを捕獲に競争を生じ 猟艇は 初は三隻 後は六隻使用されたるが 其一期間の総捕獲額は大約左の如し (尽く營業者に就て精確に調査したるものにあらず 現場に於て見たる大数を記したるものなれば 固とより多少の相違あるを免れず)

一、牡八百五十頭 網獲五、六、他は銃殺 塩皮凡そ六千貫 一枚平均凡七貫目

一、牝九百頭 撲網五、六十 他は銃殺 塩皮凡千四百四十貫 一枚平均凡一貫六百目

一、乳児千頭 尽く撲殺 塩皮凡そ貳百五十貫 一枚平均凡二百五十目

計二千七百六十頭 塩皮七千六百九十貫 一枚平均二貫七百八十六目

1904年に出漁者は2,760頭のアシカを捕えたのだが、乱獲のあまり乳児まで手当たり次第に捕獲した。しかも捕えたものの「空しく遺棄されたる乳児も其数実に四五百頭を下らざりき」という有様であった。一方、この年に鬱陵島住民もアシカ猟に出猟したことは特筆に値する。軍艦新高の行動日誌はこう記録した。

軍艦新高行動日誌1904年9月25日

「松島に於て『リアンコルド』岩 実見者より聴取したる情報

『リアンコルド』岩 韓人之を竹島=独島と書し 本邦漁夫等 略して『リヤンコ』島と呼称せり……松島より渡航 海馬猟に従事する者は六七十石積の和船を使用し 嶼上に納屋を構え 毎回約十日間滞在し 多量の収額ありと云ふ

軍艦新高の日誌によれば、同1904年に松島(鬱陵島)から海馬猟、すなわちアシカ猟に出漁したことがわかる。その出漁者の中には韓国人も含まれていた。鬱陵島の開拓民である洪在現は1947年8月に証言をおこない、「私も当時金量潤や裴秀俊同志を伴って、今から45年前(卯年)から4、5回海草採取や「獵虎捕獲」のために往復したことがある⁷⁶⁾」と陳述した。45年前(卯年)は1903年になるが、その年から竹島=独島で海草採取を始め、やがてアシカ猟にも及んだのであろう。また、中井養三郎の報告によれば、1904年は中井の他に隠岐島から石橋組、井口組、加藤重蔵が出漁し、鬱陵島から山口県の岩崎某が「韓人を引き来り⁷⁷⁾」とされた。この韓人は洪在現らであろうか。

さらに1905年になると、後述のように鬱陵島からの出漁者が増え、韓国人が日本人と共同で3組もアシカ猟に出猟した。一方、1905年7月の釜山領事館報告は「ランコ島」(竹島=独島)のアシカ猟をこう記した。

「トゞ」と称する海獣は、鬱陵島より東南約二十五里の位置にあるラン

コ島に棲息し 昨年頃より 麿陵島民之を捕獲し始めたり。捕獲期間は、四月より九月に至る六ヶ月間にして、漁船一組に付き 獵手及び水夫等約十人にて、平均一日約五頭を捕獲すと云う。而して、本事業に従事する者三十人あり 漁船三組あり 又「トゞ」一頭に付き 現今市価は平均三円位なり⁷⁸⁾。

アシカ猟に従事した 麿陵島の「漁船三組」30人とは、中井養三郎が作成した「竹島海驢実況覚書⁷⁹⁾」に記録された内の下記の3組、29人であろう。理由は、その3組は 韓国人と日本人からなるが、韓国人が 隠岐から出漁したとは考えられないからである。なお、渡航年は記されなかったが、文中に 同年に密猟を取り締まる警察官が上陸した記事などがあるので 資料を筆写した 田村清三郎はその年を1905年とした。これは妥当であろう。

岩崎組 (山口県人岩崎某) 4月10日、
10人 [韓人7、邦人3] 2艘、凡200余頭
沼田組 (宇賀 沼田庄太郎) 4月14日、
9人 [韓人6、邦人3] 2艘、200余頭
浦郷組 (浦郷村 門某外二名) 4月14日、
10人 [韓3、邦7] 2艘、200余頭

彼ら 麿陵島から出漁した者が捕獲したアシカは、麿陵島の輸出統計にこう記録された⁸⁰⁾。下記で () 内の金額は現在の米価換算である。

1904 (明治37) 年		
トドの皮	800貫 (3,000kg)	600円 (240万円)
トドの油	2石 (360L)	26円 (10万円)
1905 (明治38) 年		
トドの皮	1,275貫 (4,800kg)	1,275円 (500万円)
トドの油	49石 (8,820L)	730円 (280万円)
トドのメ糟	950貫 (3,600kg)	190円 (74万円)

なお、上記「漁船三組」以外にアシカ猟をおこなったグループは、前記「竹島海驢実況覚書」によれば、他に5組ある。彼らは 島根県 隠岐島から4組、鳥取県から1組である。彼らの組名や入島日、人数、船数、捕獲頭数などは次のとおりである。

久見村組 (橋岡友次郎外) 3月30日、6人、1艘、228頭 (中井の共同経営者)
井口組 (井口竜太・永海寛市組合) 4月12日、12人、2艘、300頭 (同上)
飯美村組 (飯美村某外) 4月11日、7人、2艘、三百数十頭
下西組 (下西村某・西町某組合) 4月18日、8人、2艘、200余頭
赤崎組 (鳥取県赤崎、某等) 6月4日、8人、2艘、50余頭

こうして 隠岐方面から来た5組36名と 麿陵島から来た3組29名、合計8組65名が1,800頭のアシカを捕獲したが、中井養三郎は彼らをすべて「密猟者」扱いにした。中井の共同経営者である 橋岡友次郎や 井口竜太までも密猟者と呼んだのは、かれらの出猟が 島根県の許可日以前であったためである。島根県の許可は、1905年6月5日付で 中井、橋岡、井口、加藤重蔵ら4人の共同出願に対してなされた。かつて、中井は日本政府に「リヤンコ島領土編入並に貸下願」を提出し、同島を日本領とするきっかけを作ったが、アシカ猟は彼の期待通りの独占事業にはならなかった。中井は 島根県の指導にしたがって 共同経営のための「竹島漁獵合資会社」を設立した。6月8日、彼は同社の母船で竹島=独島へ上陸した。この時、取締の警官も上陸したという。その結果、「彼等(密猟者)は失望と狼狽を極め 漁舎及獵具を会社に売渡して撤退」したという。

中井が竹島=独島に上陸して一週間後、軍艦橋立が竹島=独島に望楼を建設できるかどうかの調査を行なった。6月15日、同艦長の福井正義は中井らのアシカ猟についてこう記した。

本島は 目下海驢 (Seals) の獵季にして 隠岐国より 渡来の獵夫 (寧ろ 漁夫ならん) 三十五六名に達し 小銃と網器とを用いて海驢を捕ふ 其の 獵獲の豊富なる見るに足るべきものあり 少時間の観察中 彼等を捉へて

談話せし処 亦参考に資すべき価値あるを以て 其の概要を左に掲ぐ

本島は海驢猟に於る一富場にして 猟者は陰曆四月中旬より七月中旬まで駐住し 連日猟業に従事す 海驢より得る処は皮と油にして 之を大阪地方に送り 毎年の獲得金額 四千元乃至五千元なりと云ふ

目下 猟夫の指揮を司るものは隠岐国中江養三郎なるものにして 本人の言ふ処に依れば 若し志願者あらは 本年は冬季も駐住して 本島に越年を試むるの志望を有すと 海驢の外 少量の鮑を収獲すと云ふ……本島には薪水なし 故に毎月一二次帆船を以て隠岐国との交通を保ち 糧食薪水其の他万般の供給を仰ぎ居ると云ふ⁸¹⁾

この証言によると隠岐から来た漁夫は 35、6名であり、彼らは旧4月ころ竹島=独島へ来て旧7月中旬までアシカ猟を続け、その間に飲料水や食料などは隠岐から月1~2回供給を受けるとのことであった。

こうして1905年に捕獲したアシカの頭数は、先の1,800頭以外に中井の会社が捕えたアシカが1,003頭で金額にして2,560円であると「履歴書」に記録された。それらを合計すると、同1905年に捕獲されたアシカの総合計は2,803頭になる。その後、中井らが捕えたアシカの捕獲数や金額をまとめると次表のようになる。

表3 竹島=独島におけるアシカの捕獲状況⁸²⁾

年	捕獲頭数	金額 (円)	現在の貨幣価値 (万円)
1904	2,760	不明	
1905 (明治 38)	1,800(中井以外)	不明	
	1,003(中井分)	2,559	998
1906	1,385	5,437	1,968
1907	1,600	5,940	2,007
1908	1,680	5,878	2,058
1909	1,152	4,344	1,634
1910	679	2,317	845
1911	796	不明	
合計	12,855		

1910年以降は捕獲頭数が少ないが、これは中井らが千島(クリル)列島でもアシカ猟を始めたので、竹島=独島へ出猟した人夫が減少したためとされる。

3) 韓国人の漁業

韓国人のアシカ猟は前小節に記したので、本節ではそれ以外の漁業について述べることにする。第3期に入っても韓国人のワカメ漁などは依然としておこなわれたようで、釜山の日本領事館はこう記した。

移住者は農を以て専業とし 農事の余暇海産物中 若布海苔採取に従事するの外 稀に漁業を営むものあり……韓民の漁業に従事するもの少く 随て漁具の如きも不完全なれば 全島民の需要すら満すに足らず⁸³⁾

従来、韓国人はワカメを独占的に採取していたが、第3期になるとやがて日本人と共同で採取するようになった。1910年に出版された『韓国水産誌』はその経緯をこう記した。

海苔、和布は従来島人の採取せし処にして今は日本人も等しく其採取に従事せり、但し日本人か和布を採取するに至りしは極めて近時のことにして島人と共同する外 単独に従事するものあらず、蓋し本郡一般の慣行を遵守する所なり……

漁船は島人所有の普通帆船三十隻、海藻採取に使用する小舟二百隻、日本人所有の普通漁船百二十隻、計三百五十隻あり⁸⁴⁾。

海藻を採取する韓国人の小舟が1910年には200隻にもものぼるといふ。韓国人はワカメの採取以外に日本人を見習って1907年ころからイカ漁を始めたようで、『韓国水産誌』はこう記した。

住民は元と農業を主とし、漁は採藻のみに止まりしも、近頃は日本居住者に見習ひて中等以下の農民は悉く烏賊漁を営むに至れり、郡の報告

に依れば漁を兼ねるもの四百八十戸、二千九十五人（男一、一三七 女七五八）を算し、全島住民の過半数に達せるを見る…

烏賊は前言せしか如く光武七年（明治三十六年）日本人漁獲を始めし処にして島人これに習ひて捕ふるに至りしは今より三年前なり、然れとも其有利の業なるを以て今や本漁に従事するもの甚た多きを到せり、漁期は五月より十一月に至る七箇月に亘ると雖も 盛漁期は六月頃より九、十月に至る間とす⁸⁵⁾。

住民の過半数が兼業でイカ漁を始めたという。そのため前述のようにイカ漁が一大漁業に発展したのである。

(次号へ続く)

注

- 1) 朴九秉『韓国水産業史』、太和出版社（釜山市）、1966、p. 268。
- 2) 日本では「朝鮮国に於て日本人民貿易の規則」として施行された（外務省『日本外交文書』第16巻、p. 283）。
- 3) 朴柄涉「山陰地方民の鬱陵島侵入の始まり」、『北東アジア文化研究』、第30号、2009。
- 4) 山本修身「復命書」、『明治十七年蔚陵島一件録』、山口県文書館所蔵（行政文書戦前A土木25）。
- 5) 吉田敬一『朝鮮水産開発史』、朝水会、1954、p. 210。
- 6) 李奎遠『鬱陵島検察日記』；同『啓草本』（論文によっては『啓本草』とされるが、これは誤りである）。
- 7) 「日本漁船の巨利」、『韓日漁業関係』、国史編纂委員会、2002、p. 12；外務省記録358-20『朝鮮国慶尚全羅両道に於ける我往漁者の情状報告一件』。
- 8) 木京睦人「山口県の朝鮮沿海漁業調査」、『山口県地方史研究』86号、2001、p. 25。
- 9) 児島俊平「隠岐漁民の竹島（鬱陵島）行き」、『郷土石見』第21号、1988、p. 41。
- 10) 同上書、p. 44。
- 11) 山陰新聞、明治27（1894）年1月14日「漁船改良丸の好果」。

- 12) 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（復刻版）、古今書院、1996、p. 200。
- 13) 木京睦人、前掲論文、p. 25。
- 14) 「江原道関草」戊子（1888）7月10日；柳美林・趙恩熙『開化期の鬱陵島・独島関連史料研究』韓国海洋水産開発院、2008、p. 39。
- 15) 『旧韓国外交文書』第1巻（『日案』1）、文書番号1229、高麗大学校、1969、p. 566。
- 16) 同上書、文書番号1248、p. 576。
- 17) 同上書、文書番号1315、p. 601。
- 18) 『旧韓国外交関係付属文書』第4巻（『統署日記』第2巻）、高麗大学校、1973、p. 8。
- 19) 「江原道関草」戊子（1888）11月28日、己丑（1889）8月6日；柳美林・趙恩熙、前掲書、pp. 40、45。
- 20) 前掲『日案』1、文書番号1341、p. 617。
- 21) 青柳忠一「隠岐国水産の景況を述へ併て改良の意見を陳す」『大日本水産会報』第65号、1887、p. 22。
- 22) 『大日本水産会報告』第106号、1891；李鍾學『韓日漁業関係調査資料』史芸研究所（京畿道水原市）、2000、p. 17。
- 23) 羽原又吉『日本近代漁業経済史』下巻、岩波書店、1957、p. 101。
- 24) 外務省記録3587-1『漁業雑件1』、「東京府民 瀬戸寛治外一名 朝鮮松島於テ漁業ノ為借地出願ノ件」。
- 25) 50万文は500貫文であり850円に相当する（外務省記録3532『鬱陵島に於ける伐木関係雑件』により300貫文を510円とする）。明治22（1889）年当時の1円は米価換算で現在の7,976円に相当するので、50万文は現在の米貨換算で680万円に相当する。
- 26) 外務省記録3587-1『漁業雑件1』、「巖島忠助外七拾二名 朝鮮国鬱陵島於テ漁業中 條約ニ違犯ノ行為アリタル旨 同国通商事務ヨリ照会ノ件」。
- 27) 同上。
- 28) 前掲『日案』2、文書番号1510、p. 9。
- 29) 同上書、文書番号1523、p. 15。
- 30) 川上健三、前掲書、p. 201。
- 31) 外務省通商局『通商彙纂』第50号「鬱陵島現況」、1905.9.3、pp. 49-51；官報、明治38（1905）年9月18日「韓国鬱陵島現況」。
- 32) 「慶尚北道鬱島水産状況」『朝鮮彙報』1915.3.1、p. 85。
- 33) 「朝鮮の漁業」『大日本水産會報告』第102號、1890、p. 59；李鍾學、前掲書、p. 15。

- 34) 「江原道関草」高宗29 (1892) 年8月23日柳美林・趙恩熙、前掲書、p. 53。
- 35) 山陰新聞、明治27 (1894) 年2月18日「朝鮮竹島探検」。
- 36) 外務省記録3532「輸出入統計表」、『鬱陵島に於ける伐木関係雑件』。明治28、29年は不明とされた。
- 37) 同上資料「鬱陵島調査概況」。
- 38) 注11) に同じ。
- 39) 児島俊平、前掲論文、p. 44。ただし、遭難事故記事の引用元は明らかでない。
- 40) 「内部来去案」7、光武3 (1899) 年9月15日、照会第13号；柳美林・趙恩熙、前掲書、p. 89；『外衙門日記』、光武3年9月16日。
- 41) 「独立新聞」1899年11月14日。
- 42) 高宗33 (1896) 年2月に国王の高宗を俄館（ロシア公使館）へ移した事件。
- 43) 「日韓官吏鬱陵島出張に関する件」、『駐韓日本公使館記録』第14巻、国史編纂委員会、1995、p. 527。
- 44) 『交渉局日記』、光武4 (1900) 年9月5日；『日案』4、文書番号5901、p. 58；宋炳基『鬱陵島・独島（竹島）歴史研究』（朴炳渉訳）、新幹社（東京）、2009、p. 154。
- 45) 外務省記録3532「鬱陵島在留日本人人名原籍及渡航年限」、『鬱陵島に於ける伐木関係雑件』。
- 46) 内閣統計局編纂『府県及北海道境域沿革一覽』第1編、1910；影印版は『明治大正 日本国勢沿革資料総覧』、柏書房、1983。
- 47) 外務省記録3532「従前 島庁を経 地方庁の許可を受け渡航する者」、『鬱陵島に於ける伐木関係雑件』。
- 48) 葛生修亮「韓国沿海事情」、『黒龍』第1巻第2号、1901、p. 11；葛生修亮『韓海通漁指針』黒龍会、1903、p. 120。
- 49) 『大日本水産会報』第210号、1899.12.15、pp. 9-43；李鍾学、前掲書、p. 280。
- 50) 皇城新聞、光武6 (1902) 年4月29日「別報」。
- 51) 山陰新聞、明治35 (1902) 年5月14日「鬱陵島の日本人」。
- 52) 白川静『字通』、平凡社、1997。
- 53) 外務省記録616-10「明治三十五年 鬱陵島状況」、『釜山領事館報告二』；外務省通商局『通商彙纂』第234号「韓国鬱陵島事情」、1902.10.16、pp. 43-51。
- 54) 皇城新聞、光武3 (1899) 年9月23日「別報 鬱陵島 事況」。
- 55) 葛生修亮、前掲書、p. 122。
- 56) 注53) に同じ。
- 57) 「日本海中の一島嶼（ヤンコ）」、『地学雑誌』、第13輯第149巻、1991年5月、

- p. 301。
- 58) 葛生修亮、前掲論文、p. 13；葛生修亮、前掲書、pp. 123-124。
- 59) 同上。
- 60) 注53) に同じ。
- 61) 奥原碧雲、前掲書、p. 11。
- 62) 同上書、p. 7。
- 63) 川上健三、前掲書、p. 202。
- 64) 奥原碧雲、前掲書、p. 27。
- 65) 外務省記録1417「リヤンコ島領土編入并貸下け方 島根県民中井善三郎より願出ノ件 明治三十七年」、『帝国版図関係雑件』。
- 66) 堀和生「一九〇五年 日本の竹島領土編入」、『朝鮮史研究会論文集』24号、1987、p. 110。
- 67) 奥原碧雲、前掲書、p. 27；中井養三郎「履歴書」（『竹島資料7』島根県立図書館所蔵）にも同様の記述がある。
- 68) 注31) に同じ。
- 69) 農商工部『韓国水産誌』第2輯、農商工部、1901、p. 711。
- 70) 外務省記録616-10「鬱陵島の現況に関する報告書」、『釜山領事館報告2』、明治38年12月。
- 71) 農商工部、前掲書、p. 716。
- 72) 奥原碧雲、前掲書、p. 46。
奥原の数字が領事館報告と違うのは、乾アワビ以外では、1905年のスルメが1,500貫で1,499円、ワカメが53束で79円となっている。
- 73) 注31) に同じ。
- 74) 「慶尚北道鬱島水産状況」、『朝鮮彙報』大正4 (1915) 年3月1日号、p. 82。
- 75) 中井養三郎「『リヤンコ島』領土編入并貸下願説明書」、『竹島資料7』、島根県立図書館所蔵。
- 76) 洪在現「陳述書」、『独島問題概論』（ソウル）、外務部、1955、p. 35。
- 77) 中井養三郎「明治参拾七年中ノ調査」；川上健三、前掲書、p. 188。
- 78) 注31) に同じ。
- 79) 前掲『竹島資料7』；川上健三、前掲書、p. 188。
- 80) 外務省記録616-10「鬱陵島の現況に関する報告書」、『釜山領事館報告2』、明治38年12月。輸出高は奥原碧雲の前掲書p. 46にも掲載されたが、同書では明治38年のトドの皮は800貫・700円、トド油は83箱・124円、トド粕は150貫・34円となっており、領事館報告を訂正したものと思われる。

- 81) 「戦時日誌 軍艦橋立」明治38（1905）年6月15日、防衛研究所所蔵。
- 82) 中井養三郎、前掲「履歴書」。
- 83) 外務省記録616-10「鬱陵島現況に関する報告書」、「釜山領事館報告二」明治38年12月。
- 84) 農商工部、前掲書、pp. 715-716。
- 85) 同上書、pp. 710-715。